

「憲法を学ぶ会」

- 講師 小沢隆一 慈恵会医科大学教授（憲法学）
- 内容 「憲法改正その2」
- 日時 2016年11月3日（祭日）
午後1時30分～4時
- 会場 成城ホール4階 集会室D
- 実費 400円（講師謝礼・資料代）



（前回までにご参加の方は『自民党改憲草案』を持参願います。）

7月10日参議院選挙で憲法改正に前向きな改憲勢力が「3分の2」に達しました。衆参とも国会の発議（提案）が可能となり、国民投票で過半数の賛成による憲法改正が現実味を帯びてきました。

安倍首相は8月、「任期中に改憲を果たしたい」（任期はあと2年）と述べています。9月26日からの臨時国会では、憲法をめぐる論戦が始まっています。

衆参院に設置されている憲法審査会で、自民党は「2012年自民党憲法草案」を「撤回しない」で審議に臨むとしています（9月26日自民党幹事）。

2012年自民党憲法草案は、国防軍の保持を明記、緊急事態条項を設ける一方で憲法の保障する基本的人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であると宣言する97条を削除しています。日本国憲法を学びながら何がどのように変えられようとしているのかを知ることが大切ではないでしょうか。

多くの市民の皆様方のご参加を呼びかけます。

今後の活動予定 今までのアンケート実施結果をもとに検討中です。



主催 成城・祖師谷九条の会

連絡先 Tel : 道家 03-3484-6655 根岸 090-9380-7015

成城・祖師谷九条の会ホームページ <http://seijososhigaya9.web.fc2.com>

<裏頁もご覧下さい>

自民党憲法草案

(平和主義)

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動としての戦争を放棄し、
武力による威嚇及び武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては用いない。

2

前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

戦争放棄の放棄

(国防軍)

第九条の二

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

基本的人権の制限

[削除]

(緊急事態の宣言)

第九十八条

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

現行憲法

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、
武力による威嚇又は武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

[新設]

第九十七条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

[新設]

国民主権の縮小

[新設]

自由民主党平成二十四年四月二十七日(決定)
『日本国憲法改正草案(現行憲法対照)』より抜粋